



岐阜 - 2

立入禁止区域		
凡例		
立入禁止区域	色別	期間
1 岐阜鳥獣保護区-休養区		通年
2 レクリエーションの森、指定の森、鳥獣林野等、養蚕等が立入禁止となる場所		通年
3 苗木(立木、新着木、分枝青木) 伐採(苗木生産、造林、山山、林道等) 委託箇所(収穫調査、並採、測定等) 伐採箇所(収穫調査、並採)		毎年10月1日~11月14日

※職員による日頃の監視や林道の維持作業、許可を得た一般者による入林(苗木採取)は各課課長が承認します。時期によっては立入禁止区域に陥ります。周回の安全を確認した上で実施いただくようお願いいたします。
 ※災害により林道等に被害を受けている箇所があるため、通行の際はご注意ください。

